

手話言語条例に関する意見交換会について  
(くらし部会分科会)

1. 日 時 平成29年11月24日(金) 19時～20時
2. 場 所 赤穂市役所204会議室
3. 出席者 12名  
当事者6名 手話サークル2名 行政4名(社会福祉課3名、教育委員会1名)
4. 事前調整 ろう者で日常的に手話を使用している方15名、登録手話通訳者6名、手話サークル3団体に意見交換会の案内と手話言語条例(案)に対する事前意見聴取を行った。

5. 意見内容

(1) 手話言語条例に関して

- ①手話やろう者を知らない市民にも、なぜこの条例を定めるのか、分かりやすくホームページなどで説明をしてほしい。  
→ホームページなどに分かりやすい説明を載せる。他市が実施しているようなユーチューブなどの動画を活用した条例説明を行ってはどうかという意見があり、作成する方向で検討することになった。(字幕を付ける、当事者が出演するなどの意見もあり、今後当事者主体で検討)
- ②施策の推進にあたっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くためこれらの者との協議の場を設けなくてはならない」と明記してほしい。  
→第6条において、「施策の実施にあたっては、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」としており、必要な措置の中で検討する。
- ③「学校教育の場にて、手話が必要な児童生徒に対し、手話による学習支援に努めるものとする。」と明記してほしい。(聴覚障がい児にとっての母語での学びの場の提供も手話言語法の目的なので)  
→学校での通訳を担える手話通訳者の養成が必要。少しでも要望に応えられるようにしたいが、第8条にある財政措置が今後の課題となる。(財政課、人事課協議済)  
→これからは学校の先生も手話を学び、聴覚障がいのある子どもに関わる必要があると思う。
- ④「赤穂市手話言語条例」の名称が堅苦しい  
→他市の事例を参考に参加者全員で意見を出し合い、最終的に「赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例」で意見がまとまった。(名称については行政課確認済)

(2) その他

- ①市民病院に通訳者設置してほしい。  
→条例の趣旨を鑑み、市民病院と協議する。
- ②家で市役所と会話できるような仕組みを作してほしい。  
→他市の事例を参考にして検討する。
- ③手話奉仕員養成や各種研修が担えるろう講師の養成をしてほしい。  
→今後、事業の検討をする。

6. 今後の方向

赤穂市障害者自立支援協議会で説明し、事務局で修正を加えたうえで2月議会に上程する。